

議案目録

令和6年(2024年)3月19日

番号	件名
議案第 35 号	令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第10号)
議案第 36 号	令和5年度(2023年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
議案第 37 号	令和5年度(2023年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 38 号	令和5年度(2023年度)彦根市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 39 号	令和5年度(2023年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
議案第 40 号	令和5年度(2023年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 41 号	令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)
議案第 42 号	令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 43 号	令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計補正予算(第2号)
議案第 44 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例の一部を改正する条例)
報告第 4 号	和解をすることについて

議案第 44 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)3 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 6 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)2 月 21 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

付則第 5 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項および次項において「損失対象金額」という。)について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 36 条の 2 第 1 項または第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものおよびその時

までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第 6 条の 3 中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 4 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)3 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 5 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)2 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

1 事件名

京都地方裁判所 令和 5 年(ワ)第 490 号 損害賠償請求事件

2 和解の相手方

(1) 相手方 1(上記 1 の原告)

ア 所在地 京都市伏見区南寝小屋町 91 番地

イ 名 称 安田産業株式会社

ウ 代表者 代表取締役 安 田 奉 春

(2) 相手方 2(上記 1 の被告)

ア 所在地 ○○○○○○○○○○○

イ 名 称 海瀬町自治会

ウ 代表者 ○○○○ ○ ○ ○

3 請求の趣旨

次の判決を求めるもの

(1) 彦根市、相手方 2 および滋賀県は、相手方 1 に対し、連帯して金 1,851,537 円およびこれに対する令和 4 年 11 月 24 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、彦根市、相手方 2 および滋賀県の負担とする。

4 請求の原因

(1) 事故の発生

ア 日時 令和 4 年 11 月 24 日午後 0 時 39 分頃

イ 発生場所 彦根市海瀬町 1010 番地 1 地先

ウ 事故の態様

相手方 1 の所有する車両(以下「本件車両」という。)が、市道稲部三津線を東方向に走行していたところ、当該市道の一部区間において交通規制が行われていたため、当該

交通規制を行った滋賀県彦根警察署の警察官の誘導に従い、市道海瀬・三津線(以下「本件道路」という。)に進入した。その後、本件車両が、本件道路を南方向に走行していたところ、本件道路に張り出していた樹木(以下「本件樹木」という。)の枝に衝突し、本件車両が損傷した。

(2) 彦根市の責任について

ア 本件道路は、彦根市が管理している。

イ 彦根市は、道路管理者であるにもかかわらず、本件樹木の枝が本件道路に張り出していることを放置しており、道路の管理に瑕疵があるため、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条第1項に基づく損害賠償責任を負うものである。

(3) 相手方2の責任について

ア 主位的請求

(ア) 相手方2は、河川愛護活動の一環として定期的に(1)の事故(以下「本件事故」という。)の現場付近の除草作業を実施しており、その一環として道路側に張り出した本件樹木の枝を取り払うような作業を行っている旨を述べている。

滋賀県彦根警察署は、本件事故後、相手方2の了解を得て、本件樹木の枝を切除している。

上記の事実からすれば、相手方2は本件樹木の占有者に該当する。

(イ) 相手方2は、本件樹木の占有者であるにもかかわらず、本件樹木の枝が本件道路に張り出していることを放置しており、本件樹木の枝の栽植または支持に瑕疵があるため、民法(明治29年法律第89号)第717条第2項において準用する同条第1項に基づく損害賠償責任を負うものである。

イ 予備的請求

(ア) 相手方2が本件樹木の占有者および所有者でなかったとしても、ア(ア)の事実からすれば、相手方2と本件樹木の所有者との間には、民法第697条第1項に基づく本件樹木の管理に関する事務管理が成立するから、相手方2は事務管理者に該当する。

(イ) 事務管理者は、善良な管理者の注意をもって事務処理に当たる義務を負うにもかかわらず、本件樹木の枝が本件道路に張り出していることを放置しており、当該義務に違反があるため、民法第709条に基づく損害賠償責任を負うものである。

(4) 滋賀県の責任について

ア 滋賀県彦根警察署の警察官は、本件樹木の枝が本件道路に張り出しており、本件道路の通行が不可能であることを認識し得たにもかかわらず、本件車両に、本件道路を進行す

るよう誘導した。

イ 滋賀県彦根警察署の警察官は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしておらず、違法な職務行為であるため、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負うものである。

5 訴訟の経過

(1) 訴状提出日 令和5年2月25日

(2) 弁論準備手続期日 令和5年4月13日から令和6年2月5日まで 計7回

令和6年1月11日の第6回弁論準備手続期日から裁判所による和解協議が進められ、同年2月5日の第7回弁論準備手続期日に和解条項案の協議が終了した。

6 和解の理由

裁判所からの和解勧告に従い、相手方1および相手方2が裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の意思表示をしたことにより、早期にこの和解を成立させ、紛争の解決を図るため

7 和解の内容

(1) 彦根市は、相手方1に対し、解決金として950,000円の支払義務があることを認める。

(2) 彦根市は、相手方1に対し、(1)の金員を、令和6年3月末日限り、相手方1の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、彦根市の負担とする。

(3) 相手方1は、彦根市および相手方2に対する、その余の請求をいずれも放棄する。

(4) 相手方1、彦根市および相手方2は、相手方1と彦根市および相手方2との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

8 その他

和解成立後、滋賀県に係る請求部分については、訴えが取り下げられる予定である。